

岩国市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づき、岩国市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第77条の2第1項及び第2項に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、都市計画上必要と認める事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

(任期)

第4条 前条第2項第1号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第2号及び第3号の職にある委員の任期は、その在職期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、第3条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員について、委員の選挙によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、審議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が副会長となり、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を

開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。